

# 地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果（概要）Ⅰ



- 調査目的：地方公務員のワークライフバランスの推進等に資するための基礎資料を得る
- 対象職員：知事部局・市区長部局の一般職に属する任期の定めのない常勤職員（管理職を除く）
- 対象団体：都道府県、政令指定都市、県庁所在市（政令指定都市を除く。東京都にあっては新宿区）
- 対象年度：平成26年度及び平成27年度

## 1 時間外勤務の時間数（平成27年度）

### （1）全体状況

	時間／月	時間／年	26年度比 増減(%)
<b>全体</b>	<b>13.2</b>	<b>158.4</b>	<b>0.1</b>
都道府県	12.5	150.0	▲0.2
政令指定都市	14.5	174.0	0.3
県庁所在市	13.3	159.6	0.4
<b>本庁</b>	<b>18.3</b>	<b>219.6</b>	<b>0.2</b>
都道府県	18.6	223.2	▲0.1
政令指定都市	19.5	234.0	0.0
県庁所在市	16.5	198.0	0.6
<b>出先機関等</b>	<b>9.9</b>	<b>118.8</b>	<b>▲0.1</b>
都道府県	8.8	105.6	▲0.3
政令指定都市	12.0	144.0	0.5
県庁所在市	9.8	117.6	▲0.1

（参考）国家公務員 2.33時間（平成27年・年間。本府省363時間、それ以外206時間）  
 民間労働者 154時間（所定外労働時間。平成27年・年間・30人以上事業所）

### （2）時間外勤務時間が最も多い団体の当該時間数

- 本庁、出先機関等 23時間／月 276時間／年
- 本庁 31時間／月 372時間／年

### （3）時間外勤務時間が長い月

- 対象団体の3類型いずれも、全体（本庁、出先機関等）として、4月及び3月に多くなっている。（4月15.4時間、3月15.7時間）

## 2 時間外勤務が多い職員の数（平成27年度）

### （1）全体状況

	調査対象 延べ人数 (年間)	60時間超		
		60時間超 80時間以下	80時間超	
<b>全体</b>	<b>4,770,644</b>	<b>131,936 [2.8%]</b>	<b>81,138 [1.7%]</b>	<b>50,798 [1.1%]</b>
都道府県	2,510,417	63,073 [2.5%]	39,285 [1.6%]	23,788 [0.9%]
政令指定都市	1,591,928	48,577 [3.1%]	30,163 [1.9%]	18,414 [1.2%]
県庁所在市	668,299	20,286 [3.0%]	11,690 [1.7%]	8,596 [1.3%]
<b>本庁</b>	<b>1,778,199</b>	<b>95,397 [5.4%]</b>	<b>56,212 [3.2%]</b>	<b>39,185 [2.2%]</b>
都道府県	931,880	49,551 [5.3%]	29,376 [3.1%]	20,175 [2.2%]
政令指定都市	526,636	30,520 [5.8%]	18,183 [3.5%]	12,337 [2.3%]
県庁所在市	319,683	15,326 [4.8%]	8,653 [2.7%]	6,673 [2.1%]
<b>出先機関等</b>	<b>2,992,455</b>	<b>36,539 [1.2%]</b>	<b>24,926 [0.8%]</b>	<b>11,613 [0.4%]</b>
都道府県	1,578,537	13,522 [0.9%]	9,909 [0.6%]	3,613 [0.2%]
政令指定都市	1,065,292	18,057 [1.7%]	11,980 [1.1%]	6,077 [0.6%]
県庁所在市	348,616	4,960 [1.4%]	3,037 [0.9%]	1,923 [0.5%]

（注1）「調査対象延べ人数（年間）」は、毎月の職員数を12か月分合算したもの  
 （注2）〔 〕内の数字は、「調査対象延べ人数（年間）」に占める割合  
 （注3）60時間超：時間外勤務手当の割増対象となる時間（125/100→150/100）  
 80時間超：労災認定基準（厚労省通知）において、業務と脳・心臓疾患の関連性が強いと評価できるとされている時間  
 （参考）国家公務員 7.1%（本府省職員に占める超過勤務が年間720時間超の職員の割合）

### （2）60時間超の職員数が最も多い団体の当該職員数の割合

- 本庁、出先機関等： 9.2%
- 本庁： 16.0%